

## 「観光いばらき」保守管理およびコンテンツ強化業務委託契約書 (案)

一般社団法人茨城県観光物産協会(以下「甲」という。 )と (以下「乙」という。 )とは、平成30年度ホームページ「観光いばらき」の保守管理およびコンテンツ強化業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### (委託業務)

第1条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。 )を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名：平成30年度「観光いばらき」保守管理およびコンテンツ強化業務
- (2) 委託業務の内容：別添「平成30年度『観光いばらき』保守管理およびコンテンツ強化等業務委託仕様書のとおり。
- (3) 履行期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### (委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を実施するにあたっては、仕様書に従って行わなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### (委託料)

第3条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。 )は、金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円を含む。 )とする。

### (委託料の支払)

第4条 乙は、委託事業が終了し、第13条第5項の規定による通知を受けた後に、書面により甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要と認められる委託費の90パーセントを超えない金額を乙の請求により前金払をすることができる。
- 3 乙は、前項の前金払を請求するときは、前金払請求書を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 5 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に年2.9パーセントの割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額)の遅延利息の支払を請求することができる。

### (契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

### (再委託等の制限)

第6条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の理由、再委託の内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法等を甲に届け出るものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(進捗状況の報告等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の進捗状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の進捗状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲からの指示がある場合には、定期又は随時に打合せ会議を開催しなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による契約内容の変更)

第11条 この契約の締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づく経済状況の変動により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲乙協議のうえ、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更することができる。

(履行期間の延長等)

第12条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、乙の責めに帰する事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。

3 前項の損害金の額は、延長日数に応じ、委託料に年2.9パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）とする。

(完了報告等及び検査)

第13条 乙は、委託業務のすべてが終了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書(以下「報告書」という。)及び成果品を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により報告書及び成果品の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのもとに当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了報告書及び補正した成果品を甲に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲が前項の規定により補正完了報告書及び補正した成果品の提出を受けた場合について準用する。
- 5 甲は、第2項(前項において準用する場合を含む)の検査の結果合格と認めた場合は、乙に対して通知するものとする。

(個人情報保護)

第14条 乙は、業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成5年茨城県条例第2号)第12条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の報告)

第15条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(一般的損害及び天災その他の不可抗力による損害)

第16条 委託業務の実施に当たって発生した乙の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲がこれを負担するものとする。

- 2 乙がこの契約の履行に関して第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、その限度において甲が負担するものとする。
- 3 第1項ただし書及び前項ただし書の規定により甲が負担すべき額は、甲乙協議により定めるものとする。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

- (6) その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。
  - 3 乙は、第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。
  - 4 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、年2.9パーセントの割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額)の遅延利息を請求することができる。
  - 5 第1項の規定によりこの契約が解除されたことによって乙又は第三者に生じた損害については、甲は賠償の責めを負わないものとする。
  - 6 第3項の違約金は、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

#### (乙の解除権)

- 第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第10条第1項の規定により委託業務の内容が変更されたため、委託料の額が3分の2以上減少するに至ったとき。
  - (2) 第10条第1項の規定による委託業務の中止期間が3か月以上に及ぶとき又は履行期間の2分の1を超えたとき。
  - (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって委託業務の完了が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは成果品を納品し、その履行部分について甲の検査を受け、当該検査に合格した部分に相応する委託料を甲に請求することができる。

#### (損害賠償)

- 第19条 甲は、第17条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

#### (権利の帰属)

- 第20条 乙は、委託業務の実施(第6条第1項ただし書の規定により第三者に再委託等して実施した場合を含む。)により発生した著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利について、甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 前項の規定は、本業務で使用するプログラムにおいて、乙が、従来から権利を有していたもの及び本業務のため新たに開発したプログラムに利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン、モジュール(以下「ノウハウ等」という。)に係る著作権には適用しないものとし、当該著作権は乙に留保されるものとする。なお、乙は、それらを利用して本件プログラムと類似しているプログラムを作成することができる。
- 3 乙は、事前に甲の書面による同意を得なければ、成果品を公表することができない。

(第三者の権利侵害)

第21条 乙は、甲に対して、成果品が第三者の著作権、工業所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)を侵害していないことを保証するものとする。

- 2 成果品が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。
- 3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(相殺)

第22条 甲は、乙に支払を請求することができる債権がある場合は、乙に対し支払うべき委託料と相殺し、なお不足のあるときは、不足額を徴収するものとする。

(瑕疵担保責任)

第23条 甲は、第13条第2項の検査に合格した成果品であっても、当該成果品に隠れた瑕疵があった場合は、検査通知後1年以内において、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 乙は、甲から瑕疵の修補の請求があった場合は、速やかに所要の修補を行い、検査を受けなければならない。
- 3 前2項の場合においては、乙はそのために契約金額を増額し、又は契約期間を伸長することはできない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第25条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 茨城県水戸市三の丸1-5-38  
一般社団法人茨城県観光物産協会  
会長 大井川 和彦

乙



特 記 事 項

1 受託者の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、作成した個人情報は、この契約を履行するためのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等(磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。)は、複写し、又は複製しないこと。

5 返還義務

この契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。

別紙様式

平成 年 月 日

一般社団法人茨城県観光物産協会  
会 長 大 井 川 和 彦 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

委託業務完了報告書

平成 年 月 日付けの委託契約に基づく委託業務が完了したので、報告いたします。